

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年12月11日

【発行者名】 スパークス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 阿部 修平

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー

【事務連絡者氏名】 田中 美紀子

【電話番号】 03-6711-9200

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 スパークス・日本株・ロング・ショート・ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年6月11日付けをもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項および半期報告書提出に伴う、訂正すべき事項がありますので、これらの訂正を行うものです。

## 2. 【訂正の内容】

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

(1)～(4) 略

## (5) 【申込手数料】

< 訂正前 >

購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。ただし、分配金の再投資により取得する口数について手数料はかかりません。

詳しくは販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）までお問い合わせください。

< 訂正後 >

購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。ただし、分配金の再投資により取得する口数について手数料はかかりません。

詳しくは販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）までお問い合わせください。

消費税率が8%になった場合は、2.16%を上限とします。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

(1)～(2) 略

## (3) 【ファンドの仕組み】

略

委託会社の概況

< 訂正前 >

a. 資本金 25億円（平成25年3月末日現在）

b. 略

c. 大株主の状況（平成25年3月末日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
スパークス・グループ株式会社	東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー	50,000株	100%

< 訂正後 >

a. 資本金 25億円（平成25年9月末日現在）

b. 略

c. 大株主の状況（平成25年9月末日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
スパークス・グループ株式会社	東京都品川区東品川二丁目2番4号天王洲ファーストタワー	50,000株	100%

## 2【投資方針】

(1)～(2) 略

**(3)【運用体制】**

&lt;訂正前&gt;

スパークス・アセット・マネジメント株式会社の運用体制（平成25年3月末日現在）

運用調査本部	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本株式ロング・ショート投資戦略</li> <li>・日本株式中小型・集中投資戦略</li> <li>・日本株式長期厳選投資戦略</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本株式環境・クリーンテック投資戦略</li> <li>・クオンツ&amp;委託運用</li> </ul>
共有のリサーチ・プラットフォーム ファンドマネージャー兼アナリスト 10名 アナリスト 4名	
トレーディング室 トレーダー2名	

当ファンドでは、平成25年3月末日現在、運用調査本部が運用・調査を担当しており、下記的意思決定プロセスに基づき、運用を行っております。

～ 略

&lt;訂正後&gt;

スパークス・アセット・マネジメント株式会社の運用体制（平成25年9月末日現在）

運用調査本部	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本株式ロング・ショート投資戦略</li> <li>・日本株式中小型・集中投資戦略</li> <li>・日本株式長期厳選投資戦略</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本株式環境・クリーンテック投資戦略</li> <li>・クオンツ&amp;委託運用</li> </ul>
共有のリサーチ・プラットフォーム ファンドマネージャー兼アナリスト10名 アナリスト 4名	
トレーディング室 トレーダー3名	

当ファンドでは、平成25年9月末日現在、運用調査本部が運用・調査を担当しており、下記的意思決定プロセスに基づき、運用を行っております。

～ 略

**3【投資リスク】**

中略

&lt;リスクの管理体制&gt;

略

図略

&lt;訂正前&gt;

上記リスク管理体制は平成25年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

&lt;訂正後&gt;

上記リスク管理体制は平成25年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

<訂正前>

購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。ただし、分配金の再投資により取得する口数について手数料はかかりません。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

<訂正後>

購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。ただし、分配金の再投資により取得する口数について手数料はかかりません。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

消費税率が8%になった場合は、2.16%を上限とします。

(2) 略

##### (3)【信託報酬等】

信託報酬等の額は、次に掲げる 信託報酬と 実績報酬との合計額とします。

信託報酬（約款第44条第1項、第2項）

<訂正前>

1) 信託報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.995%（税抜1.90%）の率を乗じて得た金額とします。

2) 略

3) 信託報酬に係る委託会社、販売会社および受託会社間の配分は次の通りです。

略

<訂正後>

1) 信託報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.995%（税抜1.90%）の率を乗じて得た金額とします。

消費税率が8%になった場合は、年2.052%になります。

2) 略

3) 信託報酬に係る委託会社、販売会社および受託会社間の配分は次の通りです。\_\_

消費税率が8%になった場合は、下記の配分も相応分上がります。

略

実績報酬（約款第44条第3項、第4項）

<訂正前>

1) 略

2) 略

（ご参考）

実績報酬算出期間	ハイ・ウォーター・マーク	算出期間末基準価額
平成14年3月11日～平成14年9月10日	10,000円	9,827円
平成14年9月11日～平成15年3月10日	10,000円	9,168円
平成15年3月11日～平成15年9月10日	10,000円	12,204円
平成15年9月11日～平成16年3月10日	12,204円	14,175円
平成16年3月11日～平成16年9月10日	14,175円	15,335円
平成16年9月11日～平成17年3月10日	15,335円	15,783円
平成17年3月11日～平成17年9月10日	15,783円	16,819円
平成17年9月11日～平成18年3月10日	16,819円	18,949円
平成18年3月11日～平成18年9月10日	18,949円	17,856円

平成18年9月11日～平成19年3月12日	18,949円	17,728円
平成19年3月13日～平成19年9月12日	18,949円	16,400円
平成19年9月13日～平成20年3月10日	18,949円	14,560円
平成20年3月11日～平成20年9月10日	18,949円	14,491円
平成20年9月11日～平成21年3月10日	18,949円	13,169円
平成21年3月11日～平成21年9月10日	18,949円	13,513円
平成21年9月11日～平成22年3月10日	18,949円	13,267円
平成22年3月11日～平成22年9月10日	18,949円	13,284円
平成22年9月11日～平成23年3月10日	18,949円	14,459円
平成23年3月11日～平成23年9月10日	18,949円	12,743円
平成23年9月11日～平成24年3月12日	18,949円	12,636円
平成24年3月13日～平成24年9月12日	18,949円	11,959円
平成24年9月13日～平成25年3月11日	18,949円	14,810円
平成25年3月12日～平成25年9月11日	18,949円	

以下、略

<訂正後>

1) 略

2) 略

(ご参考)

実績報酬算出期間	ハイ・ウォーター・マーク	算出期間末基準価額
平成14年3月11日～平成14年9月10日	10,000円	9,827円
平成14年9月11日～平成15年3月10日	10,000円	9,168円
平成15年3月11日～平成15年9月10日	10,000円	12,204円
平成15年9月11日～平成16年3月10日	12,204円	14,175円
平成16年3月11日～平成16年9月10日	14,175円	15,335円
平成16年9月11日～平成17年3月10日	15,335円	15,783円
平成17年3月11日～平成17年9月10日	15,783円	16,819円
平成17年9月11日～平成18年3月10日	16,819円	18,949円
平成18年3月11日～平成18年9月10日	18,949円	17,856円
平成18年9月11日～平成19年3月12日	18,949円	17,728円
平成19年3月13日～平成19年9月12日	18,949円	16,400円
平成19年9月13日～平成20年3月10日	18,949円	14,560円
平成20年3月11日～平成20年9月10日	18,949円	14,491円
平成20年9月11日～平成21年3月10日	18,949円	13,169円
平成21年3月11日～平成21年9月10日	18,949円	13,513円
平成21年9月11日～平成22年3月10日	18,949円	13,267円
平成22年3月11日～平成22年9月10日	18,949円	13,284円
平成22年9月11日～平成23年3月10日	18,949円	14,459円
平成23年3月11日～平成23年9月10日	18,949円	12,743円
平成23年9月11日～平成24年3月12日	18,949円	12,636円
平成24年3月13日～平成24年9月12日	18,949円	11,959円
平成24年9月13日～平成25年3月11日	18,949円	14,810円
平成25年3月12日～平成25年9月11日	18,949円	16,952円

平成25年9月12日～平成26年3月10日	18,949円	-
-----------------------	---------	---

以下、略

(4) 略

**(5)【課税上の取扱い】**

(5)課税上の取扱いについては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。（平成26年1月1日以降）

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、下記の通り、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

個人、法人別の課税について

1) 個人の受益者に対する課税

・収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収の税率は、平成25年12月31日までは10.147%（所得税および復興特別所得税7.147%および地方税3%）となります。平成26年1月1日以降は20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益は譲渡所得とみなされ、譲渡益については、申告分離課税が適用されず（特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です）。その税率は、平成25年12月31日までは10.147%（所得税および復興特別所得税7.147%および地方税3%）となります。平成26年1月1日以降は、20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

解約時および償還時の差損については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）との通算が可能です。

2) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について平成25年12月31日までは7.147%（所得税および復興特別所得税7.147%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。平成26年1月1日以降は、15.315%（所得税および復興特別所得税15.315%）となる予定です。

個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 各受益権毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が分配金を受取る際、a) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の金額が普通分配金となり、b) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の範囲内で、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、分配金

発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（注）上記は平成25年9月末日現在の税法によるものです。

税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（注）少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<ご参考>

税金は表に記載の時期に適用されます。以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金（解約）時及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して10.147%

上記は、平成25年9月末日現在のものです。平成26年1月1日以降は20.315%となる予定です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の場合は上記とは異なります。

税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**5【運用状況】**

5 運用状況については、以下のとおり更新・追加されます。

<更新・追加後>

以下は2013年9月30日現在の状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

**(1)【投資状況】**

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,104,864,080	99.96
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		460,952	0.04
合計(純資産総額)		1,105,325,032	100.00

**(2)【投資資産】****【投資有価証券の主要銘柄】**

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段：簿価単 価(円)	上段：簿価金額 (円)	投資比 率 (%)
						下段：評価単 価(円)	下段：評価金額 (円)	
1	日本	親投資信託受益証券	スパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンド	-	405,812,121	2.3357 2.7226	947,862,692 1,104,864,080	99.96

**種類別及び業種別投資比率**

種類	国内/ 外国	業種	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	-	99.96
合計			99.96

**【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

**【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

(参考) スパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンドの投資状況

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	1,649,084,500	59.48
国債証券	日本	619,925,720	22.36
投資証券	日本	84,899,900	3.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		418,664,261	15.10



合計(純資産総額)	2,772,574,381	100.00
-----------	---------------	--------

(注) 信用取引により売り建てている株式(日本)の時価合計は660,596,700円、投資比率は23.83%です。株価指数オプション(プット)の買建てを行っており、時価合計は4,760,000円、投資比率は0.17%です。

#### 投資有価証券の主要銘柄(上位30銘柄)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段：簿価単価(円) 下段：評価単価(円)	上段：簿価金額(円) 下段：評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	国債証券	第391回国庫短期証券	0% 2013年11月25日	150,000,000	99.99 99.99	149,979,670 149,979,670	5.41
2	日本	国債証券	第393回国庫短期証券	0% 2013年12月9日	150,000,000	99.98 99.98	149,974,149 149,974,149	5.41
3	日本	株式	マツダ	輸送用機器	208,000	345.70 437.00	71,906,068 90,896,000	3.28
4	日本	株式	アコーディア・ゴルフ	サービス業	73,300	958.72 1,211.00	70,274,532 88,766,300	3.20
5	日本	国債証券	第380回国庫短期証券	0% 2013年10月15日	80,000,000	100.00 100.00	79,996,760 79,996,760	2.89
6	日本	国債証券	第384回国庫短期証券	0% 2013年10月28日	80,000,000	99.99 99.99	79,994,178 79,994,178	2.89
7	日本	国債証券	第387回国庫短期証券	0% 2013年11月11日	80,000,000	99.99 99.99	79,991,653 79,991,653	2.89
8	日本	国債証券	第397回国庫短期証券	0% 2013年12月24日	80,000,000	99.99 99.99	79,989,310 79,989,310	2.89
9	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	110,000	580.12 627.00	63,813,200 68,970,000	2.49
10	日本	株式	リョービ	非鉄金属	153,000	234.33 441.00	35,852,490 67,473,000	2.43
11	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	12,800	4,120.29 4,745.00	52,739,742 60,736,000	2.19
12	日本	株式	ネクソン	情報・通信業	48,600	1,123.13 1,196.00	54,583,884 58,125,600	2.10
13	日本	株式	コーナン商事	小売業	52,400	1,135.14 1,077.00	59,481,336 56,434,800	2.04
14	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	8,900	5,498.20 6,270.00	48,934,007 55,803,000	2.01
15	日本	株式	ペプチドリーム	医薬品	5,200	6,636.31 10,580.00	34,508,837 55,016,000	1.98
16	日本	株式	バンダイナムコホールディングス	その他製品	28,200	1,561.00 1,835.00	44,020,200 51,747,000	1.87

17	日本	株式	ハーモニック・ ドライブ・シス テムズ	機械	22,200	1,599.00 2,028.00	35,497,800 45,021,600	1.62
18	日本	株式	セガサミーホー ルディングス	機械	15,800	1,919.45 2,829.00	30,327,310 44,698,200	1.61
19	日本	株式	サンフロンティ ア不動産	不動産業	33,700	1,076.04 1,263.00	36,262,659 42,563,100	1.54
20	日本	株式	大林組	建設業	72,000	540.93 586.00	38,947,012 42,192,000	1.52
21	日本	株式	テンプホール ディングス	サービス業	16,900	2,256.21 2,478.00	38,129,913 41,878,200	1.51
22	日本	株式	兼松	卸売業	302,000	143.00 133.00	43,186,000 40,166,000	1.45
23	日本	株式	トーセイ	不動産業	45,100	814.22 857.00	36,721,163 38,650,700	1.39
24	日本	株式	ゴールドクレス ト	不動産業	14,100	2,223.81 2,658.00	31,355,776 37,477,800	1.35
25	日本	株式	MARUWA	ガラス・土石製 品	10,400	2,521.00 3,490.00	26,218,400 36,296,000	1.31
26	日本	株式	三菱地所	不動産業	11,000	2,361.72 2,896.00	25,978,920 31,856,000	1.15
27	日本	株式	クレディセゾン	その他金融業	11,000	2,768.19 2,659.00	30,450,090 29,249,000	1.05
28	日本	株式	スカイマーク	空運業	77,600	349.00 371.00	27,082,400 28,789,600	1.04
29	日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	43,000	675.38 646.00	29,041,452 27,778,000	1.00
30	日本	株式	富士通	電気機器	73,000	381.66 366.00	27,861,254 26,718,000	0.96

(注) 国債証券の業種欄には、利率、償還日を表示しています。

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	不動産業	6.94
		輸送用機器	6.29
		機械	5.46
		小売業	5.17
		サービス業	4.83
		銀行業	4.68
		情報・通信業	4.47
		医薬品	3.35
		電気機器	3.31
		非鉄金属	2.43
		その他製品	1.87
		ガラス・土石製品	1.72
		建設業	1.52
		卸売業	1.45
		その他金融業	1.05
		空運業	1.04
		精密機器	1.02
		石油・石炭製品	0.95
		食料品	0.88
パルプ・紙	0.56		
倉庫・運輸関連業	0.47		
国債証券	国内	-	22.36
投資証券	国内	-	3.06
合計			84.90

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	上段：簿価金額 (円)	投資比率 (%)
						下段：時価金額 (円)	
株価指数オプション	日本	大阪証券取引所	日経225オプション〔限月：2013年12月、権利行使価格：13,500円〕	買建	17	4,317,850 4,760,000	0.17

（注）オプションの簿価金額及び時価金額は、プレミアムの金額を表示しており、個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

## (3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
1期	(2003年3月10日)	651,736,794	651,736,794	0.9168	0.9168
2期	(2004年3月10日)	613,274,112	643,560,011	1.4175	1.4875
3期	(2005年3月10日)	2,188,290,959	2,188,290,959	1.5783	1.5783
4期	(2006年3月10日)	3,052,976,508	3,052,976,508	1.8949	1.8949
5期	(2007年3月12日)	11,578,636,636	11,578,636,636	1.7728	1.7728
6期	(2008年3月10日)	3,342,277,840	3,342,277,840	1.4560	1.4560
7期	(2009年3月10日)	1,924,613,640	1,924,613,640	1.3169	1.3169
8期	(2010年3月10日)	2,232,799,199	2,232,799,199	1.3267	1.3267
9期	(2011年3月10日)	2,034,433,851	2,076,646,363	1.4459	1.4759
10期	(2012年3月12日)	1,672,820,405	1,672,820,405	1.2636	1.2636
11期	(2013年3月11日)	1,748,859,202	1,748,859,202	1.4810	1.4810
	2012年9月末日	1,465,391,687		1.2098	
	2012年10月末日	1,464,010,995		1.2130	
	2012年11月末日	1,491,998,587		1.2424	
	2012年12月末日	1,579,092,666		1.3259	
	2013年1月末日	1,663,368,967		1.4070	
	2013年2月末日	1,688,949,742		1.4285	
	2013年3月末日	1,591,032,181		1.5153	
	2013年4月末日	1,603,327,527		1.6079	
	2013年5月末日	1,578,392,896		1.5820	
	2013年6月末日	1,067,748,015		1.6274	
	2013年7月末日	1,075,029,660		1.6439	
	2013年8月末日	1,059,635,387		1.6367	
	2013年9月末日	1,105,325,032		1.7148	

## 【分配の推移】

期	計算期間		1口当たりの分配金 (円)
1期	自 2002年3月11日	至 2003年3月10日	0.0000
2期	自 2003年3月11日	至 2004年3月10日	0.0700
3期	自 2004年3月11日	至 2005年3月10日	0.0000
4期	自 2005年3月11日	至 2006年3月10日	0.0000
5期	自 2006年3月11日	至 2007年3月12日	0.0000
6期	自 2007年3月13日	至 2008年3月10日	0.0000
7期	自 2008年3月11日	至 2009年3月10日	0.0000
8期	自 2009年3月11日	至 2010年3月10日	0.0000
9期	自 2010年3月11日	至 2011年3月10日	0.0300
10期	自 2011年3月11日	至 2012年3月12日	0.0000
11期	自 2012年3月13日	至 2013年3月11日	0.0000

## 【収益率の推移】

期	計算期間	前期末 1口当たり純資産 (分配落)円	当期末 1口当たり純資産 (分配付)円	収益率 %
1期	自 2002年3月11日 至 2003年3月10日	1.0000	0.9168	8.32
2期	自 2003年3月11日 至 2004年3月10日	0.9168	1.4875	62.25
3期	自 2004年3月11日 至 2005年3月10日	1.4175	1.5783	11.34
4期	自 2005年3月11日 至 2006年3月10日	1.5783	1.8949	20.06
5期	自 2006年3月11日 至 2007年3月12日	1.8949	1.7728	6.44
6期	自 2007年3月13日 至 2008年3月10日	1.7728	1.4560	17.87
7期	自 2008年3月11日 至 2009年3月10日	1.4560	1.3169	9.55
8期	自 2009年3月11日 至 2010年3月10日	1.3169	1.3267	0.74
9期	自 2010年3月11日 至 2011年3月10日	1.3267	1.4759	11.25
10期	自 2011年3月11日 至 2012年3月12日	1.4459	1.2636	12.61
11期	自 2012年3月13日 至 2013年3月11日	1.2636	1.4810	17.20
12期(中間期)	自 2013年3月12日 至 2013年9月11日	1.4810	1.6952	14.46

(注)収益率は、計算期間末の1口当たり純資産額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産額(分配落の額。以下「前期末純資産額」という。)を控除した額を前期末純資産額で除して得た数に100を乗じて得た数字です。分配金は課税前のものです。

#### (4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
1期	自 2002年3月11日 至 2003年3月10日	792,582,009	81,673,772
2期	自 2003年3月11日 至 2004年3月10日	136,996,564	415,249,100
3期	自 2004年3月11日 至 2005年3月10日	1,134,647,150	180,786,690
4期	自 2005年3月11日 至 2006年3月10日	488,604,854	263,941,263
5期	自 2006年3月11日 至 2007年3月12日	5,335,518,734	415,282,850
6期	自 2007年3月13日 至 2008年3月10日	80,139,624	4,316,108,287
7期	自 2008年3月11日 至 2009年3月10日	103,348,802	937,306,801
8期	自 2009年3月11日 至 2010年3月10日	394,239,914	172,782,475
9期	自 2010年3月11日 至 2011年3月10日	464,192,547	740,055,198
10期	自 2011年3月11日 至 2012年3月12日	13,974,394	97,229,238
11期	自 2012年3月13日 至 2013年3月11日	8,228,075	151,193,880
12期(中間期)	自 2013年3月12日 至 2013年9月11日	25,672,157	561,758,686

(注1)本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注2)設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

[次へ](#)

(参考情報)

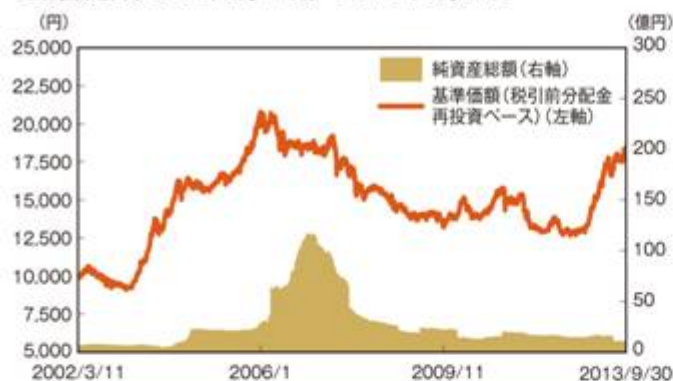
運用実績

(2013年9月30日現在)

## 基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

### ■基準価額(税引前分配金再投資ベース)・純資産総額の推移

当初設定日(2002年3月11日)～2013年9月30日



※基準価額(税引前分配金再投資ベース)は信託報酬控除後のものであり、税引前分配金を再投資したものと計算したものです。

### ■基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	17,148円
純資産総額	11.1億円

### ■分配の推移(1万口当たり、税引前)

2013年3月	0円
2012年3月	0円
2011年3月	300円
2010年3月	0円
2009年3月	0円
設定来累計	1,000円

※直近5期分の分配実績を記載しております。

## 主要な資産の状況

### ■資産配分

資産の種類	比率
マザーファンド	100.0%
キャッシュ等	0.0%

※比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

下記はマザーファンド(スパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンド)の状況です。  
※比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

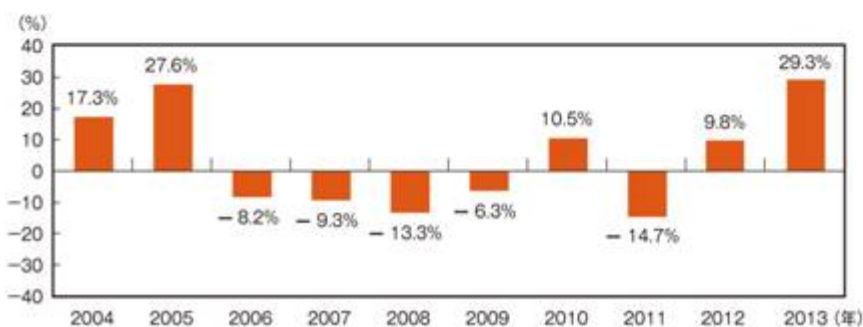
### ■組入株式上位10銘柄(ロング)

順位	銘柄名	業種	比率
1	マツダ	輸送用機器	3.3%
2	アコーディア・ゴルフ	サービス業	3.2%
3	三菱UFJフィナンシャルグループ	銀行業	2.5%
4	リョービ	非鉄金属	2.4%
5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.2%
6	ネクソン	情報・通信業	2.1%
7	コーナン商事	小売業	2.0%
8	トヨタ自動車	輸送用機器	2.0%
9	ペプチドリーム	医薬品	2.0%
10	バンダイナムコホールディングス	その他製品	1.9%

### ■ロング・ショート比率

	比率
ロング	62.5%
ショート	24.0%

## 年間収益率の推移



※年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資ベース)をもとに算出した騰落率です。

※2013年は1月1日から9月末までの収益率を表示しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

(1) ~ (4) 略

(5) 購入時手数料

< 訂正前 >

購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。また、販売会社によっては、「償還乗換え」（取得申込日の属する月の翌月の初日から起算して前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金額を申込金額として、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。）により受益権を取得する場合、償還金額（単位型証券投資信託については、償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）の範囲内で取得する口数については、手数料がかからない場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

< 訂正後 >

購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。また、販売会社によっては、「償還乗換え」（取得申込日の属する月の翌月の初日から起算して前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金額を申込金額として、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。）により受益権を取得する場合、償還金額（単位型証券投資信託については、償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）の範囲内で取得する口数については、手数料がかからない場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

消費税率が8%になった場合は、2.16%を上限とします。

### 第3【ファンドの経理状況】

原届出書 第3ファンドの経理状況 1 財務諸表については、以下の中間財務諸表が追加されます。

<更新・追加後>

- 1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- 2) 中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第12期中間計算期間（平成25年3月12日から平成25年9月11日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第3条第1項に基づく中間監査を受けております。



## 中間財務諸表

スパークス・日本株・ロング・ショート・ファンド

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

		第12期中間計算期間末 (平成25年9月11日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン		16,133,270
親投資信託受益証券		1,091,367,353
未収入金		5,059,708
未収利息		13
流動資産合計		1,112,560,344
資産合計		1,112,560,344
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金		5,059,708
未払受託者報酬		727,754
未払委託者報酬		13,099,376
その他未払費用		648,576
流動負債合計		19,535,414
負債合計		19,535,414
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	<sup>1</sup>	644,776,584
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )		448,248,346
(分配準備積立金)		9,482,402
元本等合計		1,093,024,930
純資産合計		1,093,024,930
負債純資産合計		1,112,560,344

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期中間計算期間 自 平成25年3月12日 至 平成25年9月11日
<b>営業収益</b>	
受取利息	970
有価証券売買等損益	188,093,978
営業収益合計	188,094,948
<b>営業費用</b>	
受託者報酬	727,754
委託者報酬	13,099,376
その他費用	648,576
営業費用合計	14,475,706
営業利益又は営業損失( )	173,619,242
経常利益又は経常損失( )	173,619,242
中間純利益又は中間純損失( )	173,619,242
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	39,154,374
期首剰余金又は期首欠損金( )	567,996,089
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,082,476
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,082,476
剰余金減少額又は欠損金増加額	270,295,087
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	270,295,087
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	448,248,346

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第12期中間計算期間	
	自	平成25年3月12日
	至	平成25年9月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	「親投資信託受益証券」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。	
3. その他	当ファンドは、原則として毎年3月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日であるため、当中間計算期間を平成25年3月12日から平成25年9月11日としております。	

## (中間貸借対照表に関する注記)

区分	第12期中間計算期間末 (平成25年9月11日現在)
1 中間計算期間末日における受益権の総数	644,776,584口
2 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.6952円 (16,952円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期中間計算期間
自 平成25年3月12日
至 平成25年9月11日
該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	第12期中間計算期間
	自 平成25年3月12日 至 平成25年9月11日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドにおいて投資している金融商品は原則として全て時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は生じておりません。
2. 時価の算定方法	<p>有価証券</p> <p>有価証券に該当する貸借対照表上の勘定科目、及びその時価の算定方法については、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）1.有価証券の評価基準及び評価方法」の通りであります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>上記 以外のその他の科目については、帳簿価額を時価として評価しております。</p>

## （その他の注記）

## 1. 元本の移動

区分	第12期中間計算期間
	自 平成25年3月12日 至 平成25年9月11日
期首元本額	1,180,863,113円
期中追加設定元本額	25,672,157円
期中一部解約元本額	561,758,686円

## 2. デリバティブ取引関係

第12期中間計算期間
自 平成25年3月12日 至 平成25年9月11日
該当事項はありません。

## 参考情報

当ファンドは、「スパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「スパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

## (1)貸借対照表

区分	注記 番号	(平成25年9月11日現在)
		金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		464,825,039
株式		1,611,247,900
国債証券	2	639,907,477
投資証券		79,737,600
プット・オプション(買)		1,490,000
未収入金		28,373,719
信用取引預け金		491,400,648
未収配当金		2,084,150
未収利息		382
その他未収収益		10,342
差入保証金		16,357,082
流動資産合計		3,335,434,339
資産合計		3,335,434,339
負債の部		
流動負債		
信用売証券		535,351,800
未払金		11,339,577
未払解約金		16,727,082
その他未払費用		1,386,665
流動負債合計		564,805,124
負債合計		564,805,124
純資産の部		
元本等		
元本	1	1,030,551,004
剰余金		
剰余金又は欠損金( )		1,740,078,211
元本等合計		2,770,629,215
純資産合計		2,770,629,215
負債純資産合計		3,335,434,339

## (2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成25年3月12日 至 平成25年9月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)「株式」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2)「国債証券」 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません）、価格情報会社の提供する価額または日本証券業協会の売買統計値（平均値）の何れかに基づいて評価しております。</p> <p>(3)「投資証券」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(4)「信用売証券」 個別法に基づき、時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所の発表する最終相場によっております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>「プット・オプション（買）」 個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>(1)「受取配当金」 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日もしくは投資証券の権利落ち日において、確定配当金額もしくは確定収益分配金額、又は予想配当金額もしくは予想収益分配金額を計上しております。</p> <p>(2)「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3)「派生商品取引等損益」 約定日基準で計上しております。</p>

## （その他の注記）

区 分	(平成25年9月11日現在)
1. 期首	平成25年3月12日
期首元本額	1,523,362,467 円
期首より計算期間末日までの追加設定元本額	17,729,858 円
期首より計算期間末日までの一部解約元本額	510,541,321 円
計算期間末日における元本の内訳	
スパークス・日本株・ロング・ショート・ファンド	405,939,131 円
スパークス・日本株・L & S	584,000,057 円
スパークス・日本株・ロング・ショート・プラス	40,611,816 円
(合計)	1,030,551,004 円
2. 差入保証金代用有価証券	信用取引に係る差入保証金代用有価証券として以下の通り差入を行っています。
国債証券	399,959,520 円
3. 計算期間末日における受益権の総数	1,030,551,004 口
4. 1口当たり純資産額	2.6885 円
(1万口当たり純資産額)	(26,885 円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

**2【ファンドの現況】**

2 ファンドの現況については、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

**【純資産額計算書】**

（平成25年9月30日現在）

資産総額	1,108,358,038 円
負債総額	3,033,006 円
純資産総額( - )	1,105,325,032 円
発行済口数	644,566,665 口
1口当たり純資産額( / )	1.7148 円

（参考）スパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンド

**純資産額計算書**

（平成25年9月30日現在）

資産総額	3,467,124,424 円
負債総額	694,550,043 円
純資産総額( - )	2,772,574,381 円
発行済口数	1,018,373,324 口
1口当たり純資産額( / )	2.7226 円



### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

第三部委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況は以下のとおり、更新されます。

<更新・訂正後>

(1)資本金の額（平成25年9月末日現在）

以下略

(2)委託会社の機構（平成25年9月末日現在）

～ 略

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

2 事業の内容及び営業の概況は以下のとおり、更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

金融商品取引法に定める金融商品取引業者として営業を行っております。

（関東財務局長（金商）第346号）

(1)略

(2)投資信託委託業

平成18年8月投資信託委託業の認可取得。平成12年3月に証券投資信託委託業の認可を取得したスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社の事業を平成18年10月1日に承継し、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として営業を行っております。

委託者の運用する投資信託は平成25年9月30日現在次の通りです。

（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額（億円）
追加型株式投資信託	22	594
追加型証券投資信託	4	118
合計	26	712

(3)略

### 3【委託会社等の経理状況】

原届出書 第三部委託会社等の情報 3 委託会社等の経理状況は、以下の財務諸表に更新されます。

<更新後>

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

#### 2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
<b>(資産の部)</b>				
<b>流動資産</b>				
現金・預金		1,720		2,374
預託金		502		500
未収委託者報酬		178		130
未収投資顧問料		323		279
前払費用		39		26
未収収益		35		24
未収入金		12		3
貸倒引当金		-		0
その他		7		5
流動資産合計		2,821		3,342
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
建物	2	0	2	77
工具、器具及び備品	2	0	2	17
建設仮勘定		0		-
有形固定資産合計		0		94
<b>無形固定資産</b>				
ソフトウェア		10		4
無形固定資産合計		10		4
<b>投資その他の資産</b>				
差入保証金		6		27
投資その他の資産合計		6		27
固定資産合計		17		127
資産合計		2,839		3,469
<b>(負債の部)</b>				
<b>流動負債</b>				
預り金		14		11
未払手数料		45		38
その他未払金	3	115	3	323
未払法人税等		6		30
前受金		-		194
経営構造改革関連損失引当金		43		-
流動負債合計		226		598
<b>固定負債</b>				
資産除去債務		-		37
繰延税金負債		-		12
固定負債合計		-		49
<b>特別法上の準備金</b>				
金融商品取引責任準備金	1	0	1	0
特別法上の準備金合計		0		0
負債合計		226		647
<b>(純資産の部)</b>				
<b>株主資本</b>				
資本金		2,500		2,500
資本剰余金				
資本準備金		104		104
その他資本剰余金		499		499
資本剰余金合計		603		603
利益剰余金				

利益準備金	145	145
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	636	426
利益剰余金合計	490	281
株主資本合計	2,613	2,822
純資産合計	2,613	2,822
負債純資産合計	2,839	3,469

## (2)【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成23年4月1日	(自	平成24年4月1日
	至	平成24年3月31日)	至	平成25年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		1,004		593
投資顧問料収入		1,030		1,015
受入手数料		150		559
その他営業収益		4		4
営業収益計		2,191		2,172
営業費用				
支払手数料		275		250
広告宣伝費		1		2
調査費		197		149
委託計算費		71		23
営業雑経費				
通信費		17		14
印刷費		1		2
協会費		5		5
諸会費		3		1
その他		3		2
営業費用計		576		453
一般管理費				
給料		835		666
役員報酬		106		67
給料・手当		725		534
賞与		3		65
旅費交通費		67		53
事務委託費	1	381	1	308
業務委託費		209		237
不動産賃借料		229		83
租税公課		14		15
固定資産減価償却費		42		22
交際費		6		6
諸経費		64		49
一般管理費計		1,850		1,444
営業利益又は営業損失( )		236		275
営業外収益				
受取利息		0		0
為替差益		-		62
雑収入		1		2
営業外収益計		1		65
営業外費用				
支払利息		0		-
為替差損		10		-
雑損失		0		5
営業外費用計		11		5
経常利益又は経常損失( )		246		334
特別損失				
経営構造改革関連損失	2	174		-
特別損失合計		174		-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )		421		334
法人税、住民税及び事業税		2		113
法人税等調整額		-		12
法人税等合計		2		125
当期純利益又は当期純損失( )		423		209



## (3)【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成23年4月1日	(自	平成24年4月1日
	至	平成24年3月31日)	至	平成25年3月31日)
株主資本				
資本金				
当期首残高		2,500		2,500
事業年度中の変動額				
事業年度中の変動額合計		-		-
当期末残高		2,500		2,500
資本剰余金				
資本準備金				
当期首残高		104		104
事業年度中の変動額				
事業年度中の変動額合計		-		-
当期末残高		104		104
その他資本剰余金				
当期首残高		499		499
事業年度中の変動額				
事業年度中の変動額合計		-		-
当期末残高		499		499
資本剰余金合計				
当期首残高		603		603
事業年度中の変動額				
事業年度中の変動額合計		-		-
当期末残高		603		603
利益剰余金				
利益準備金				
当期首残高		145		145
事業年度中の変動額				
事業年度中の変動額合計		-		-
当期末残高		145		145
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				
当期首残高		212		636
事業年度中の変動額				
当期純利益又は当期純損失( )		423		209
事業年度中の変動額合計		423		209
当期末残高		636		426
利益剰余金合計				
当期首残高		67		490
事業年度中の変動額				
当期純利益又は当期純損失( )		423		209
事業年度中の変動額合計		423		209
当期末残高		490		281
株主資本合計				
当期首残高		3,036		2,613
事業年度中の変動額				
当期純利益又は当期純損失( )		423		209
事業年度中の変動額合計		423		209
当期末残高		2,613		2,822
純資産合計				
当期首残高		3,036		2,613
事業年度中の変動額				
当期純利益又は当期純損失( )		423		209
事業年度中の変動額合計		423		209

当期末残高

2,613

2,822



## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

時価のないもの 総平均法に基づく原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 8年～18年

工具、器具及び備品 4年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

金銭債権の貸し倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 会計方針の変更

（会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は法人税法の改正に伴い、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、これによる当事業年度への影響は軽微であります。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
<p>1. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金...金融商品取引法第46条の5</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額              建物                    64百万円              工具、器具及び備品  147百万円</p> <p>3. 関係会社に対する資産及び負債              その他未払金                    - 百万円</p>	<p>1. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金...金融商品取引法第46条の5</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額              建物                    9百万円              工具、器具及び備品  6百万円</p> <p>3. 関係会社に対する資産及び負債              その他未払金                    159百万円</p>

## （損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)						
<p>1. 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費                            311百万円</p> <p>2. 当事業年度において、以下のとおり減損損失を計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社資産</td> <td>建物 工具、器具及び 備品</td> <td>東京都品川区</td> </tr> </tbody> </table> <p>資産のグルーピングについては、主に内部管理上の区分に基づいております。            上記資産については、当社の本社移転に伴い、有形固定資産のうち移転後に使用見込みのない資産について、当事業年度末未償却残高の全額（64百万円）を保守的に、減損損失として経営構造改革関連損失に含めて特別損失に計上しております。</p>	用途	種類	場所	本社資産	建物 工具、器具及び 備品	東京都品川区	<p>1. 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費                            233百万円</p>
用途	種類	場所					
本社資産	建物 工具、器具及び 備品	東京都品川区					

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,000	-	-	50,000

## 2．配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,000	-	-	50,000

## 2．配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月17日 定時株主総会	普通株式	275	資本剰余金	5,500	平成25年3月31日	平成25年7月14日

## （リース取引関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

## 1．金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、極めて限定的であると判断しております。

また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

有価証券及び投資有価証券は、主にシードマネーとしてのファンド等時価のある有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、「自己資金運用規程」に基づき、毎月時価を把握し、取締役会に報告しております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,720	1,720	-
(2) 預託金	502	502	-
(3) 未収委託者報酬	178	178	-
(4) 未収投資顧問料	323	323	-
(5) 未収収益	35	35	-
資産計	2,761	2,761	-
(1) 未払手数料	45	45	-
(2) その他未払金	115	115	-
負債計	161	161	-

## (注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資産

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収投資顧問料及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

## (1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (注) 2 . 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	1,720	-	-	-
預託金	502	-	-	-
未収委託者報酬	178	-	-	-
未収投資顧問料	323	-	-	-
未収収益	35	-	-	-
合計	2,761	-	-	-

## 当事業年度（平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,374	2,374	-
(2) 預託金	500	500	-
(3) 未収委託者報酬	130	130	-
(4) 未収投資顧問料	279	279	-
(5) 未収収益	24		
貸倒引当金 (*1)	0		
	23	23	-
資産計	3,307	3,307	-
(1) 未払手数料	38	38	-
(2) その他未払金	323	323	-
負債計	361	361	-

(\*1) 未収収益に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

## (注) 1 . 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項。

資産

## (1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収投資顧問料及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

## (1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (注) 2 . 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
--	------	-------------	--------------	------

現金・預金	2,374	-	-	-
預託金	500	-	-	-
未収委託者報酬	130	-	-	-
未収投資顧問料	279	-	-	-
未収収益	24	-	-	-
合計	3,308	-	-	-

## (有価証券関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

## (退職給付関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

## （ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## （税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	268百万円	250百万円
資産除去債務	-	13
未確定債務否認	44	5
金融商品取引責任準備金	0	0
その他の税務調整項目	2	29
繰延税金資産小計	315	298
評価性引当額	315	298
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する資産計上額	-	12
繰延税金負債合計	-	12
繰延税金負債の純額	-	12

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度は、税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。また、当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

## （持分法損益等）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## （資産除去債務関係）

前事業年度末（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度末（平成25年3月31日）

重要性がないため、記載を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	欧州	バミューダ	その他	合計
1,363	465	337	25	2,191

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
スパークス・ファンド・シンフォニア（注）1．	368	投信投資顧問業
A社（注）2．	352	投信投資顧問業
SPARX Overseas Ltd.	337	投信投資顧問業

(注) 1．営業収益の10%を超える当ファンドの最終受益者は存在していません。

2．A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 サービスごとの情報



投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

(単位：百万円)

日本	欧州	バミューダ	アジア	その他	合計
1,109	519	264	264	14	2,172

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
A社（注）	411	投信投資顧問業
B社（注）	264	投信投資顧問業
SPARX Overseas Ltd.	264	投信投資顧問業

(注) A社及びB社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

### [ 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 ]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

### [ 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 ]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## 〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## 〔関連当事者情報〕

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,451	純粋持株会社	(被所有)直接100	グループ管理会社 役員の兼務あり	業務委託 (注1)	311	未収入金 (注2)	10
							資金の借入	1,500	-	-
							資金借入の返済	1,500	-	-
							利息の支払 (注1)	0	-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 業務委託料について概算額で精算を行っており、事業年度末において支払金額が過大となったため、未収入金が発生しております。

(注3) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千米ドル)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	SPARX Overseas Ltd.	バミューグ諸島	1,562	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1)	264	未収投資顧問料	125
							販売会社	手数料の受取 (注1)	68	未収収益
	Fairchild Advisors Limited	ケイマン諸島	0	資産運用業	なし	販売会社	手数料の受取 (注1)	6	-	-
	SPARX Asia Capital Management Limited	ケイマン諸島	5,535	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1)	0	未収投資顧問料	0
販売会社							手数料の受取 (注1)	8	未収収益	3

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

## 2 親会社に関する注記

## 親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場）

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,456	純粋持株会社	(被所有)直接100	グループ管理会社	業務委託 (注1)	233	未払金	68
							運用報酬等の受取 (注1)	5	未収投資顧問料	6
							金銭貸付 (注2)	400	-	-
							金銭貸付の返済 (注2)	400	-	-
							利息の受取 (注2)	0	-	-
							連結納税による個別帰属額	89	未払金	89

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 金銭貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千米ドル)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	SPARX Overseas Ltd.	バミューダ諸島	1,562	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1)	213	未収投資顧問料	41
						販売会社	手数料の受取 (注1)	46	未収収益	10
	SPARX Asia Capital Management Limited	ケイマン諸島	5,535	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1)	3	未収投資顧問料	1
						販売会社	手数料の受取 (注1)	2	未収収益	0

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

## 2 親会社に関する注記

## 親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場）

## （ 1株当たり情報）

前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
1株当たり純資産額	52,261円33銭	1株当たり純資産額	56,446円17銭
1株当たり当期純損失金額( )	8,473円94銭	1株当たり当期純利益金額	4,184円84銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 (平成24年 3月31日)	当事業年度末 (平成25年 3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	2,613	2,822
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	-
普通株式に係る期末純資産額(百万円)	2,613	2,822
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	50,000	50,000

（注）2．1株当たり当期純利益又は当期純損失( )の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
当期純利益又は当期純損失( )(百万円)	423	209
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失( )(百万円)	423	209
普通株式の期中平均株式数(株)	50,000	50,000

（重要な後発事象）

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（資本準備金及び利益準備金の額の減少、剰余金の処分）

当社は、平成25年5月29日開催の取締役会において、平成25年6月17日開催の第7回定時株主総会に、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

1 資本準備金及び利益準備金の額の減少、剰余金の処分の目的

今後の資本政策における機動性を確保する等のため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額104,750,556円全額及び利益準備金の額145,249,444円全額をそれぞれ減少し、資本準備金についてはその他資本剰余金に振り替え、また利益準備金についてはその他利益剰余金に振り替えることといたしました。

また、上記振り替え後のその他資本剰余金281,610,160円を、会社法第452条の規定に基づきその他利益剰余金に振り替え、繰越損失（繰越利益剰余金のマイナス）を一掃した上で、その他資本剰余金を原資として、期末配当を行うことといたしました。

2 資本準備金及び利益準備金の額の減少の内容

（1）資本準備金の額の減少

減少する準備金の額	資本準備金の全額	104,750,556円
増加する剰余金の額	その他資本剰余金	104,750,556円
効力発生日	平成25年7月14日（予定）	

（2）利益準備金の額の減少

減少する準備金の額	利益準備金の全額	145,149,444円
増加する剰余金の額	その他利益剰余金	145,149,444円
効力発生日	平成25年7月14日（予定）	

3 剰余金処分の内容

（1）減少する剰余金の項目とその額

その他資本剰余金	281,610,160円
----------	--------------

（2）増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	281,610,160円
---------	--------------

4 剰余金の配当の内容

（1）配当財産の種類

金銭といたします。

（2）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり5,500円

配当総額 275,000,000円

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年7月14日（予定）

## 4 略

## 5【その他】

&lt;訂正前&gt;

該当事項はありません。

&lt;訂正後&gt;

平成25年6月17日開催の定時株主総会にて、定時株主総会の招集時期を「毎年6月」から「毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内」とする旨の定款の一部変更決議を行っております。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容 は以下の内容に更新・変更します。

&lt;更新・変更後&gt;

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 3,420億円（平成25年9月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

&lt;再信託受託会社の概要&gt;

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 510億円（平成25年9月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

再信託の目的 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

販売会社

名称	資本金の額 （平成25年9月末日現在）	事業の内容
株式会社荘内銀行	70億円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
みずほ証券株式会社	1,251億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	60億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C フレンド証券株式会社	272.7億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社（1）	100億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド（香港上海銀行）	589億6,870万 7,252.5香港ドル、 64億8,850万米ドル （2）	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて、証券投資信託の取扱いを行っています。

マネックス証券株式会社	74.25億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀TT証券株式会社	33億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	479億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	74億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
池田泉州TT証券株式会社	12.5億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ( 1) 野村証券株式会社では、受益権の募集・販売の取扱いは行っておりません。
- ( 2) ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド(香港上海銀行)の資本金は香港ドル建と米ドル建の株式が発行されておりますので、合算せず併記していません。



## 独立監査人の中間監査報告書

平成25年10月25日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスパークス・日本株・ロング・ショート・ファンドの平成25年3月12日から平成25年9月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スパークス・日本株・ロング・ショート・ファンドの平成25年9月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年3月12日から平成25年9月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月17日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 重 俊 寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 雅 人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

